

議員提出議案第30号

さいたま市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月22日提出

提出者	さいたま市議会議員	関根信明
	同	神崎功
	同	上三信彰
	同	山崎章
	同	細沼武彦
賛成者	さいたま市議会議員	萩原章弘
	同	高柳俊哉
	同	輿水恵一
	同	神田義行
	同	土井裕之

さいたま市議会基本条例の一部を改正する条例

さいたま市議会基本条例（平成21年さいたま市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（学識経験者等の活用及び調査審議のための機関の設置）</p> <p>第14条 [略]</p> <p><u>2 議会は、その公正性及び透明性の確保並びに自律性の向上に資する事項について必要があると認めるときは、当該事項を調査審議するための機関を置くことができる。</u></p> <p>（議決事件の拡大）</p>	<p>（学識経験者等の活用）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>（議決事件の拡大）</p>

第25条 議会は、市民の負託にこたえる市政運営を実現し、市民福祉の向上と市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、議決事件の拡大について検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第25条 議会は、市民の負託にこたえる市政運営を実現し、市民福祉の向上と市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、議決事件の拡大について検討するものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。